

第9号議案

中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

19 平成25年7月21日までの間、常勤の特別職職員の給料については、別表第1中「88,000円」とあるのは「799,000円」と、「724,000円」とあるのは「673,000円」と読み替えて支給するものとする。

(中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

17 平成25年7月21日までの間、教育長の給料については、第3条第1項中「646,000円」とあるのは「620,000円」と読み替えて支給するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第1条関係

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～18 (略)</p> <p><u>19 平成 25 年 7 月 21 日までの間、常勤の特別職職員の給料については、別表第 1 中「888,000 円」とあるのは「799,000 円」と、「724,000 円」とあるのは「673,000 円」と読み替えて支給するものとする。</u></p>	<p>附 則 1～18 (略)</p> <p>(新設)</p>

第2条関係

中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 1～16 (略) 17 <u>平成 25 年 7 月 21 日までの間、教育長の給料については、第 3 条第 1 項中「646,000 円」とあるのは「620,000 円」と読み替えて支給するものとする。</u>	附 則 1～16 (略) (新設)